フロントガラス運転席助手席ガラスフィルム施工の道路運送車両法 関係

国土交通省　ホームページ【道路運送車両の保安基準（2024 年 7 月 19 日現在)】より抜粋

■道路運送車両の保安基準 第 29 条（窓ガラス）【2014.6.10】

https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/H029.pdf

第 29 条 自動車の窓ガラスは、告示で定める基準に適合する安全ガラスでなければならない。
３ 自動車の前面ガラス及び側面ガラス（告示で定める部分を除く。）は、
運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し告示で定める基準に
適合するものでなければならない。
４ 前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着され、貼り付けられ、
塗装され、又は刻印されていてはならない。
六 前各号に掲げるもののほか、運転者の視野の確保に支障がないものとして告示で定めるもの

■道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2023.6.5】〈第３節〉第 195 条（窓ガラス） 関係部抜粋

https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/S195.pdf

３ 自動車の前面ガラス等のうち前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、
可視光線の透過率等に関し、保安基準第 29 条第３項の告示で定める基準は、
次の各号に掲げる基準とする。
一 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。
二 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における
可視光線の透過率が 70％以上のものであること。

BRAINTEC®
Window Films

４ 保安基準第 29 条第３項の告示で定める部分は、運転者席より後方の部分とする。

５ **窓ガラスへの装着、貼り付け、**塗装又は刻印に関し、**保安基準第 29 条第 4 項第 6 号の**
告示で定めるものは、
七 装着され、**貼り付けられ、**又は塗装された状態において、**透明であるもの**。この場合において、
運転者が交通状況を確認するために**必要な視野の範囲に係る部分にあっては**
可視光線透過率が 70％以上であることが確保できるもの

６ 前項第７号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、
次の各号に掲げる範囲以外の範囲とする。
一 前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20％以内の範囲

７ 窓ガラスに装着され、**貼り付けられ、**又は塗装された状態において、
運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第５項第７号の「透明である」
とされるものとする。
一 運転者が交通状況を確認するために
必要な視野の範囲に係る部分にあっては、**他の自動車、歩行者等**
二 前項第１号及び第２号にあっては、**交通信号機**

■道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 別添 37（窓ガラスの技術基準）関係部抜粋

https://www.mlit.go.jp/jidosha/kijyun/saimokubetten/saibet_037_00.pdf

5.9. 可視光線透過率試験

5.9.2. 試験装置

5.9.2.1. 光源

色温度 2,856±50° Kに点灯した白熱電球とする。

5.9.2.2. 受光部

JIS Z 8701「XYZ 表色系及び X10Y10Z10 表色系による色の表示方法」に規定される XYZ 表色系に基づく等色関数 y（λ）に対応する感度を有するものを用いる。この場合において光束の断面の大きさは、20×20 ㎜以内に収束したものとし、入射の方向は供試体の面に直角とする。

5.9.3. 試験手順

5.9.3.1. 次のいずれかの方法により可視光線透過率を求める。

5.9.3.1.1. 分光測定法

JIS Z 8722「物体色の測定方法」によって供試体の分光透過率を求めて、標準の光Aに対する刺激値Yの値を百分率で表した値を可視光線透過率とする。

5.9.3.1.2. 直接測定法

5.9.2. に規定する試験装置を用いて、供試体の透過光束と入射光束を測定し、両者の比を百分率で表した値を**可視光線透過率とする**。

BRAINTEC® Window Films

令和 6 年 7 月 19 日

株式会社ブレインテック